

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表

FAX 04992(5)1304

e-mail:kouhou@nijima.com

若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181

FAX 04992(5)1572

e-mail:wakagou@nijima.com

式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(7)0439

e-mail:shikinejima@nijima.com



にいじま

2021 12月号



式根島 七五三

新島村の財政公表	2
年末年始カレンダー	7
おしらせ	8
できごと	10
さわやか健康センターだより	11

新島村の世帯と人口

世帯数	: 1,343 (-6)	出生	0
村人口	: 2,556 (-10)	死亡	5
本村地区	: 1,782 (-8)	転入	6
式根島地区	: 497 (0)	転出	10
若郷地区	: 277 (-2)	その他	-1
令和3年11月1日現在(カッコ)内は前月比			

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを令和2年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を令和3年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせ

表1：令和2年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 48億9,836万2千円			
自主財源 7億4439万7千円 15.2%	村税	3億2,728万8千円	6.7%
	財産収入	4,390万5千円	0.9%
	使用料・手数料	4,769万8千円	1.0%
	負担金・分担金	375万1千円	0.0%
	寄付金	37万5千円	0.0%
	繰入金	5,750万円	1.2%
	繰越金	2億6,388万円	5.4%
依存財源 41億5396万円5千円 84.8%	国庫支出金	6億8,051万6千円	13.9%
	地方交付税	14億8,115万2千円	30.2%
	地方特例交付金	372万9千円	0.1%
	都支出金	14億4,720万2千円	29.6%
	村債	3億5,408万2千円	7.2%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億8,728万4千円	3.8%

1. 決算とは？
決算・予算・会計について
令和2年度の決算状況は表1～表7、令和3年度上半期の予算状況は表8～表11のとおりです。

表2：令和2年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 47億3,706万8千円			
義務的経費 11億955万8千円 23.4%	人件費	7億5,284万6千円	15.9%
	扶助費	7,586万3千円	1.6%
	公債費	2億8,084万9千円	5.9%
投資的経費 12億5,946万6千円 26.6%	普通建設事業費	10億1,194万5千円	21.4%
	災害復旧費	2億4,752万1千円	5.2%
その他経費 23億6,804万4千円 50.0%	物件費	9億8,270万4千円	20.8%
	維持補修経費	1億143万9千円	2.1%
	補助費など	6億4,303万6千円	13.6%
	積立金	1億2,003万2千円	2.5%
	投資・出資金	0	0.0%
	貸付金	2,059万円	0.4%
繰出金	5億24万3千円	10.6%	

2. 予算とは？
予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広報にいじま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方
村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えてください。

▼1つめの財布『一般会計』
福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。令和2年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。
▼2つめの財布『特別会計』
特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。令和2年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

歳入・歳出について

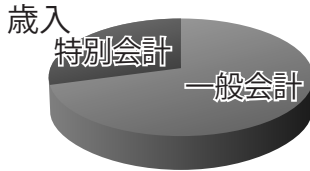
1. 一般会計・歳入（収入）
歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源
村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

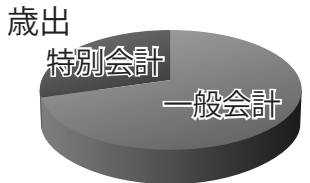
▼依存財源
国や都から使い道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

▼一般財源
使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の

会計別決算状況



一般会計
48 億 9,836 万 2 千円
特別会計
20 億 3,196 万 9 千円
歳入総額
69 億 3,033 万 1 千円



一般会計
47 億 3,706 万 8 千円
特別会計
19 億 9,225 万 8 千円
歳出総額
67 億 2,932 万 6 千円

表 3：特別会計の種類と令和 2 年度特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）	20 億 3,196 万 9 千円		
歳出（支出）	19 億 9,225 万 8 千円		
特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	6,892 万 3 千円	6,892 万 3 千円	0
2. 簡易水道事業	7,260 万円	6,968 万 9 千円	291 万 1 千円
3. と畜場事業	0	0	0
4. 国民健康保険診療所事業	4 億 2,855 万 7 千円	4 億 2,855 万 7 千円	0
5. 国民健康保険事業	5 億 4,536 万 8 千円	5 億 3,478 万円	1,058 万 8 千円
6. 後期高齢者医療事業	9,092 万円	8,937 万 3 千円	154 万 7 千円
7. 下水道事業	3 億 5,904 万 3 千円	3 億 4,080 万 2 千円	1,824 万 1 千円
8. 温泉ロッジ事業	1,760 万 9 千円	1,760 万 9 千円	0
9. 介護保険事業	4 億 4,568 万 4 千円	4 億 4,252 万 5 千円	315 万 9 千円
10. 災害援護資金貸付事業	326 万 5 千円	0	326 万 5 千円
合計	20 億 3,196 万 9 千円	19 億 9,225 万 8 千円	3,971 万 1 千円

地方交付税や地方譲与税などがあげられます。

▼特定財源
使い道が特定されているお金をいいます。依存財源の国庫支出金・都支出金・自主財源の使用料や手数料などがあげられます。

2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべのお金です。性質別と目的別に分けられます。地方自治体の財源体質を分析するうえで重要なポイントです。

(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意に削減が難しい経費。この割り合いが高いと財政構造が硬直しているとされます。人件費、扶助費、公債費があります。

▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住宅などの新増築に充てる経費。新島村では、普通建設事業費が該当します。

▼その他経費
義務的経費、投資的経費にあてはまらない経費が7つあります。

(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

表 4：基金の種類（村の貯金）
令和 2 年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	4 億 2,013 万 3 千円
2. 減債基金	1 億 9,149 万 7 千円
3. 住民センター図書基金	297 万 6 千円
4. 公共施設整備基金	5 億 966 万 6 千円
5. 高齢者福祉対策基金	2 億 3,492 万 4 千円
6. 土地開発基金	3 億 210 万 2 千円
7. ふるさと創生基金	2 億 608 万 9 千円
8. 庁舎建設基金	3 億 3,056 万円
9. 災害対策基金	1 万 1 千円
10. 連絡船建造基金	1,520 万 1 千円
11. 簡易水道事業基金	6,739 万 4 千円
12. 介護給付準備基金	19 万 9 千円
合計	22 億 8,075 万 2 千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
村には12種類の「基金」があります。（表4）
基金とは、長期的な視野に立ち、財源が不足したときの支出の増加に備えた積立金。一般家庭の預貯金にあたります。

▼村債（借金）
道路整備など、臨時的に多くの費用を必要とする時に、地方公共団体が国や金融機関から借り入れる資金です。いまそこに住んでいる人と、将来そこに住む人の世代間の不公平を解消することが目的です。返済期間は長期にわたります。一般家庭の借金にあたりません。（表5）

みなさんが納めた村民税の額は？
表7のとおりです。

表 5：村債残高（村の借金） 令和 2 年度末現在
39 億 1,791 万 2 千円

表 7：令和 2 年度にみなさんが納めた村民税

1 人あたり	55,694 円
1 世帯あたり	106,737 円
令和 2 年度の村民税額（調定額）を令和 3 年 4 月 1 日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,570 人	世帯：1,341 世帯

表 6：財産の状況 令和 2 年度末現在

公有財産	土地	19,317,243.88 m ²
	建物	53,759.79 m ²
有価証券	3,161 万円	
出資による権利	2 億 5,561 万 5 千円	
貸付金	2 億 8,585 万円	

村の資産は？

6) 土地や建物など5種類。学校や公園、道路のほか役場や支所も含まれます。（表

上半期の予算執行状況

令和3年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。

▼一般会計・歳入（収入）
19億2,110万8千円で、昨年度より2億1,152万7千円（9.9%）減少しています。（表9）

▼一般会計・歳出（支出）
11億6,218万6千円で、昨年度より5億1,034万2千円（30.5%）減少しています（表10）

▼特別会計・歳出（支出）
6億7,687万1千円で、総額の26.3%を執行しました。（表11）

歳入（収入）の状況

令和3年度
上半期の一般会計歳入
19億2,110万8千円

表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	7,643万7千円	39.2%
固定資産税	9,314万8千円	47.7%
軽自動車税	1,584万6千円	8.1%
市町村たばこ税	954万2千円	4.9%
入湯税	11万4千円	0.1%
合計	1億9,508万7千円	100.0%

グラフ1：一般会計の収入割合

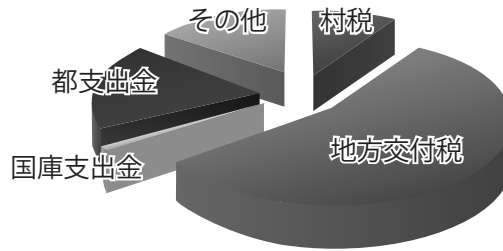


表9：令和3年度一般会計歳入…令和2年度との比較

	令和3年度				令和2年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1億9,508万7千円	10.2%	△299万7千円	△1.5%	1億9,808万4千円	9.3%
地方譲与税	517万9千円	0.3%	25万4千円	5.2%	492万5千円	0.2%
利子割交付金	17万6千円	0.0%	△9千円	△4.9%	18万5千円	0.0%
配当割交付金	59万5千円	0.0%	2万円	3.5%	57万5千円	0.0%
株式譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法人事業税交付金	271万6千円	0.1%	245万8千円	952.7%	25万8千円	0.0%
地方消費税交付金	3,556万円	1.9%	82万円	2.4%	3,474万円	1.6%
自動車取得税交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
環境性能割交付金	129万4千円	0.1%	55万1千円	74.2%	74万3千円	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	284万3千円	0.1%	△88万6千円	△23.8%	372万9千円	0.2%
交通安全対策特別交付金	60万2千円	0.0%	△2万円	△3.2%	62万2千円	0.0%
地方交付税	10億6,643万4千円	55.5%	1億1,061万8千円	11.6%	9億5,581万6千円	44.8%
分担金・負担金	97万7千円	0.1%	16万1千円	19.7%	81万6千円	0.1%
使用料・手数料	1,911万2千円	1.0%	45万5千円	2.4%	1,865万7千円	0.9%
国庫支出金	2,476万7千円	1.3%	△2億5,037万4千円	△91.0%	2億7,514万1千円	12.9%
都支出金	3億5,247万3千円	18.3%	△3,171万8千円	△8.3%	3億8,419万1千円	18.0%
財産収入	1,138万2千円	0.6%	△45万3千円	△3.8%	1,183万5千円	0.6%
寄付金	20万円	0.0%	△16万5千円	△45.2%	36万5千円	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	1億6,019万4千円	8.3%	△5,151万3千円	△24.3%	2億1,170万7千円	9.9%
諸収入	4,151万7千円	2.2%	1,127万1千円	37.3%	3,024万6千円	1.4%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	19億2,110万8千円	100.0%	△2億1,152万7千円	△9.9%	21億3,263万5千円	100.0%

表9・表10の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 環境性能割交付金
自動車税環境性能割の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

令和3年度 上半期の一般会計歳出 11億6,218万6千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……令和3年度と令和2年度の比較

	令和3年度					令和2年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,545万4千円	2.2%	47.2%	△55万1千円	△2.1%	2,600万5千円	1.6%
総務費	2億5,373万3千円	21.8%	24.2%	△2億5,411万2千円	△50.0%	5億784万5千円	30.4%
民生費	1億7,425万4千円	15.0%	24.1%	1,618万7千円	10.2%	1億5,806万7千円	9.5%
衛生費	8,374万7千円	7.2%	29.1%	△5,150万1千円	△38.1%	1億3,524万8千円	8.1%
労働費	1,233万2千円	1.1%	41.9%	△110万5千円	△8.2%	1,343万7千円	0.8%
農林水産費	9,342万3千円	8.0%	39.4%	△1億1,038万2千円	△54.2%	2億380万5千円	12.2%
商工費	1億1,234万5千円	9.7%	38.6%	△5,368万4千円	△32.3%	1億6,602万9千円	9.9%
土木費	4,884万8千円	4.2%	12.5%	△2,365万8千円	△32.6%	7,250万6千円	4.3%
消防費	2,560万5千円	2.2%	24.1%	△3,654万6千円	△58.8%	6,215万1千円	3.7%
教育費	1億7,616万4千円	15.2%	30.6%	5,524万3千円	45.7%	1億2,092万1千円	7.2%
災害復旧費	264万円	0.2%	11.6%	△6,679万8千円	△96.2%	6,943万8千円	4.1%
公債費	1億5,364万1千円	13.2%	49.7%	1,656万5千円	12.1%	1億3,707万6千円	8.2%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	11億6,218万6千円	100.0%	28.4%	△5億1,034万2千円	△30.5%	16億7,252万8千円	100.0%

令和3年度 上半期の特別会計歳出 6億7,687万1千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	8,781万4千円	438万8千円	5.0%	2,526万3千円	28.8%
簡易水道事業	9,250万3千円	2,352万4千円	25.4%	2,955万8千円	32.0%
と畜場事業	1万4千円	0	0.0%	0	0.0%
国民健康保険診療所	5億2,078万2千円	6,774万5千円	13.0%	1億8,712万9千円	35.9%
国民健康保険事業	5億7,547万1千円	1億3,592万7千円	23.6%	1億5,272万1千円	26.5%
後期高齢者医療事業	9,554万8千円	1,605万円	16.8%	3,174万2千円	33.2%
下水道事業	6億8,251万4千円	1,691万1千円	2.5%	5,279万5千円	7.7%
温泉口ツジ事業	2,025万9千円	572万2千円	28.2%	709万6千円	35.0%
介護保険事業	4億9,680万1千円	1億8,471万2千円	37.2%	1億9,056万7千円	38.4%
災害援護資金貸付事業	327万円	335万5千円	102.6%	0	0.0%
合計	25億7,497万6千円	4億5,833万4千円	17.8%	6億7,687万1千円	26.3%

■ 使用料・手数料
 公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
 ■ 財産収入
 土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
 ■ 繰入金
 特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
 ■ 繰越金
 前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
 ■ 諸収入
 預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
 ■ 議会費
 議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
 ■ 総務費
 庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
 ■ 民生費
 高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
 ■ 衛生費
 健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
 ■ 労働費
 労働者の支援にかかる経費。
 ■ 土木費
 道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
 ■ 消防費
 消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
 ■ 教育費
 小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

令和2年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまゝで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

- ① 実質赤字比率
一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。
- ② 連結実質赤字比率
村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。
- ③ 実質公債費比率
1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済

も含めます。

④ 将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三セクターはありません。したがって、

新島村の決算様式	一般会計		① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
	特別会計	公営事業会計				
新島村が加入の組織	連絡船事業	一般会計等	資金不足比率			
	温泉ロッジ事業	一般会計等				
	災害援護資金貸付事業	一般会計等				
	国民健康保険診療所	公営事業会計				
	国民健康保険事業	公営事業会計				
	介護保険事業	公営事業会計				
	後期高齢者医療事業	公営事業会計				
	簡易水道事業	公営企業会計				
	と畜場事業	公営企業会計				
	下水道事業	公営企業会計				
一部事務組合						
東京都市町村総合事務組合						
東京都市町村退職手当組合						
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合						
東京都後期高齢者広域連合						
地方公社・第三セクター					…※新島村は対象外	

この部分は含まれません。
▼早期健全化団体・財政再生団体の基準
①②③④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？
会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手前が「早期健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況
新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、

表1…令和2年度 財政健全化判断比率の状況

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費率	④ 将来負担比率
新島村の状況	—	—	6.0%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2) 実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。
実質公債費比率は6.0%となっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。
これからより良い予算づくりで、将来に負担をかける堅実な財政運営にとめます。

【問い合わせ】
企画財政課 財政係
☎(5)0204内線202

表2…令和2年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。
※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

年末・年始の公共施設などの休業案内

■ 利用可能日 ×…休業日

役場の正月休み…12月29日(水)～新年1月3日(月)

- ▶ 休み期間中も職員が役場に常駐しています。
 - ▶ 役場が休み期間中も営業する施設があります。
- 電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

- ▶ 緊急通報……固定電話から局番無し 119
- ▶ 急な病気やけが
 本村診療所……(5) 0083
 式根島診療所……(7) 0019
- ▶ その他の問い合わせ
 新島村役場……(5) 0240
 式根島支所……(7) 0004

		27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	31日(金)	1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)
本村地区	新島村役場			×	×	×	×	×	×			
	本村診療所			×	×	×	×	×	×			
	住民センター			×	×	×	×	×	×			
	住民センター図書室			×	×	×	×	×	×			
	さわやか健康センター			×	×	×	×	×	×			
	さわやか健康センタースポーツルーム		17時まで	×	×	×	×	×	×	17時まで		
	青葉会館			×	×	×	×	×	×			
	勤労福祉会館 ☎(5) 0504		×	×	×	×	×	×	×	×		
	新島村博物館 ☎(5) 7070	×		×	×	×	×	×	×			
	ふれあい農園	×		×	×	×	×	×	×			
	まました温泉 ☎(5) 0830											
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830											
	湯の浜露天温泉											
	ガラスアートセンター		×	×	×	×	×	×	×	×		
	ガラスアートミュージアム※		×	×	×	×	×	×	×	×		
	スポーツ広場			×	×	×	×	×	×			
新島村製氷貯氷冷凍冷蔵施設			×	×	×	×	×	×				
クリエートセンター			×	×	×	×	×	×				
自治会連合会館			×	×	×	×	×	×				
若郷地区	若郷支所			×	×	×	×	×	×			
	若郷診療所	×		×	×	×	×	×	×		×	×
	若郷会館			×	×	×	×	×	×			
式根島地区	式根島支所			×	×	×	×	×	×			
	式根島診療所			×	×	×	×	×	×			
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×	×			
	温泉・雅湯											
	温泉・憩いの家 ☎(7) 0576			×		×	×	×	×		×	
	スポーツ広場			×	×	×	×	×	×			
	式根島福祉センター			×	×	×	×	×	×			
	式根島養殖場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	式根島福祉健康センター			×	×	×	×	×	×			
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825											
	ふれあいバス						×					
	定時放送 (午後 6:20)			×	×	×	×	×	×			
ごみ施設・収集	新島村清掃センター			×	午前中のみ	×	×	×	×		×	
	阿土山ごみ処分場	×		×	午前中のみ	×	×	×	×		×	×
	式根島クリーンセンター			×	午前中のみ	×	×	×	×		×	
	神引不燃物処理場	×		×	午前中のみ	×	×	×	×		×	×
	ごみの収集	可燃	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※…変更の可能性あり

教育委員会からのお知らせ**進学資金貸付制度について**

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。令和4年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日(令和4年4月1日)の1ヶ年以上前から、引き続き村内に住所を有する者の子弟であること

【学校の種類】

① 国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院(専修課程に限る)
② 国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】(月額)

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

① 貸付申請書(第1号様式)
② 納税証明書
③ 所得を証明できるもの
④ 住民票(家族全員の続柄を記載のもの)
⑤ 在学証明書又は入学許可証

⑥ 振替口座番号(本人名義)
⑦ 高校3年生の成績証明書
または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月1日(水)～4月11日(月)

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

① 新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
② 役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。
※ご注意 現在、納付書で支払している方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会

☎(5)0203(直通)

令和4年度式根島生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日

【宿泊条件】

① 連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。
② 次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】

1泊7千円(食事代含む)

【募集締切】

令和4年2月末日まで

【申込み・問い合わせ】

教育委員会

☎(5)0203(直通)

総務課からのお知らせ**司法書士による出前相談所**

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」「コロナ問題が影響して生活が苦しくなった、仕事がなくなつた、給付金の手続きをしたい」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会**【相談日時】**

令和3年12月10日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】

新島村住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。ご相談の際はマスクの着用をお願いいたします。また、相談日当日に緊急事態宣言が発令されている場合は、中止といたします。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業課
☎03(3353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

産業観光課からのお知らせ**マダイの販売について**

式根島養殖場では、年末贈答用の「マダイ」の注文を1尾1kg相当1,000円にて販売致します。販売時間・販売受付は下記の通りとなります。

【販売及び注文受付時間】

午前8時～午後3時
(毎週火曜日・水曜日は定休日)

【島外発送受付】

12月25日(土)午後3時まで(島外発送につきましては送料、パック代、氷代を別途いただきます)

【島内での販売】

12月26日(日)午前11時まで(受付12月25日(土)まで)
※島内での購入は当日の午前11時までにご注文願います。皆様のご注文、心よりお待ちしております。

【問い合わせ・ご注文先】

式根島養殖場
☎(7)0406
FAX(7)0407

島しょ振興公社補助事業**令和3年度****地域振興に係る補助事業****【募集期間】**

令和3年12月1日(水)～12月20日(月)

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関

する事業・地域振興に係る観光振興に関する事業・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業。その他地域振興に資する事業（インバウンドにおける地域振興に係る事業。地域振興に係るブランド化や高付加価値化に資する事業。移住・定住の促進に資する事業）。

【事業期間】
12月1日～翌年11月30日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）
②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等。島しょ地域内の個人事業者。※中小企業は除く（中小企業等振興補助金の対象）。

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に

必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【申込・問い合わせ】

企画調整室
☎(5)0204

アイヌの方々から様々なご相談をお受けします

■全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。

嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などの御相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

●相談は無料です

●匿名でも構いません

●秘密は厳守します

【受付】 月曜日～金曜日

（※祝日、12月29日～1月3日を除く）

【時間】 午前9時～午後5時

【相談専用電話】

アイヌの方々のための相談専

用フリーダイヤル
☎0120(771)208

【来訪による御相談もお受けします】

月曜日～金曜日

午後1時～午後5時（要予約）

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12

KDX芝大門ビル4階

FAX 03(5777)1803

HP <http://www.jinken.or.jp>

◆本相談事業は、（公財）人権教育推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。



新島村新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、誰もがかかる可能性がある疾患です。感染された人やその家族が、感染症だけでなく、不当ないじめや差別に苦しむようなことがあってはなりません。

新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染症に関わる人を遠ざけたいとする心理による行動とも言えますが、誹謗中傷の被害は、一旦トラブルが発生すると、考えられないような表現や内容が拡散し、過激化しがちです。また、誹謗中傷は他人を傷つけるものであり、場合によっては損害賠償問題や名誉毀損罪になる可能性があります。

感染症に対する不安をおおるような言動や不確かな情報の拡散は憤り、冷静で良識のある対応をお願いします。



■住民センター図書室から新着本のご案内



Jam



まつおりかこ



佐藤健寿

正欲
あるヤクザの生涯安藤昇伝
読書大全
おしりたんていカレーなるじけん
どすこいすしずもう

朝井リョウ
石原慎太郎
堀内勉
トルロ
アンマサコ

■本村住民センター図書室の利用時間
午前9:00～午後5:00（年末・年始をのぞく）
☎教育委員会 5-0203 直通

■新島村ホームページの『図書検索』から新着本が検索できますので、そちらもご覧ください。

2021 Niijima Rainbow Surfing Cup

運動の秋

10月24日、レインボーサーフィンクラブ主催
「2021 Niijima Rainbow Surfing Cup」が開催されました。



文化の秋

11月6日(土)
式根島 島の子発表会



11月6日(土)
新島中学校 文化祭



11月1日(月)~5日(金)
新島高校 公開授業



★100年前の出来事★
大日本蹴球協会(後の
日本サッカー協会)が
創立されました。

10月10日、百歳を迎
えられました。いつま
でもお元気で長生きし
てください。

宮川 ツルさん
(本村 ムキー)



★ご長寿★

おめでとう

新規就業者 奨励賞

公益財団法人東京都農林水産振興財団から新規漁業就業者として、熊谷雄輔（くまがいゆうすけ）さんが表彰されました。

熊谷さんは2018年に、にいじま漁協が参加した漁業就業者フェアにて新島ブースに立ち寄り、そこで出会った親方の人柄や漁業の魅力に惹かれ、漁師の道を選びました。

熊谷さんは現在も親方の指導を受け、一人前の漁師になるため着実に経験を積んでいます。



さわやか健康センターだより

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857
メールアドレス
さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

小児定期予防接種予約締切日変更について

【新島地区】

1月5日（水）分の締切日は12月17日（金）です。

【式根島地区】

1月6日（木）分の締切日は12月20日（月）です。



インフルエンザ予防対策

- インフルエンザが流行している時は、人ごみへの外出を避けましょう。
- 外出時には、マスクを着用しましょう。
- 帰宅時には、うがいと流水・石鹸による手洗いを忘れずにしましょう。アルコール製剤による手指衛生も効果があります。
- 室内では、適度な湿度を保ちましょう。加湿器などを使って適切な湿度（50～60％）を保つことも効果的です。
- 疲労や睡眠不足を避け、バランスよく栄養をとりましょう。

クックパッドの新島村公式ページができました

昨年6月に全戸配布で行った食育アンケートの中で「郷土料理の作り方が知りたい」「学校給食のレシピが知りたい」といった要望が多かったことを受け、料理検索サイト「クックパッド」に新島村の公式ページを作りました。
・島野菜を使ったかんたんレシピ



- ・美味しく減塩レシピ
 - ・人気の給食レシピ
 - ・新島村の郷土料理
- を、これから少しずつ掲載します。ぜひ一度ご覧ください。
- （スマートフォン等でこのQRコードを読み込むと表示されます）

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

広報にいじま十二月号

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			<p>■消防団夜警開始式(新島・式根島) 2月末迄 ★インフルエンザ予防接種 14:00～17:00 式根島診療所</p>	<p>★乳幼児健診(式根島) 13:00～14:30 式根島開発総合センター ★定期予防接種(式根島) 15:00～15:30 式根島診療所</p>	<p>★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター</p>	<p>燃えるごみ</p>
5	6	7	8	9	10	11
<p>燃えないごみ</p>	<p>燃えるごみ</p>	<p>★若返り体操教室 さわやか健康センター ★乳幼児健診(新島) 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター</p>	<p>★定期予防接種(新島) 15:00～16:00 本村診療所</p>	<p>■第4回新島村議会定例会 10:00～ 議会議事堂</p>	<p>★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★高齢者肺炎球菌(本村) 14:00～16:00 さわやか健康センター</p>	<p>■小児・耳鼻咽喉科 専門診療 9:00～12:00 本村診療所</p>
12	13	14	15	16	17	18
<p>■小児・耳鼻咽喉科 専門診療 8:30～10:00 本村診療所</p>	<p>燃えるごみ</p>	<p>★若返り体操教室 さわやか健康センター ★高齢者肺炎球菌(若郷) 15:30～16:00 若郷診療所 ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター</p>		<p>★高齢者肺炎球菌(式根) 14:00～15:00 式根島診療所</p>	<p>★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター</p>	
19	20	21	22	23	24	25
<p>燃えないごみ</p>	<p>燃えるごみ</p>	<p>★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター</p>	<p>★定期予防接種(新島) 15:00～16:00 本村診療所</p>	<p>資源</p>	<p>燃えるごみ</p>	
26	27	28	29	30	31	<p>■今月は、 固定資産税の 納付月です。</p>
<p>燃えないごみ</p>	<p>燃えるごみ</p>			<p>※各ごみ処理施設の 営業は正午まで</p>	<p>※31日～1月3日: ごみの収集、各ごみ 処理施設はお休み</p>	

収集: 燃えるごみ 燃えないごみ 資源 施設: 式根島クリーンセンター 新島村清掃センター 神引処分場 阿土山処分場
★ごみはルールを守り出してください。 家庭ごみについての問い合わせ 民生課民生係 5-0243 内線108

編集・発行 新島村役場 企画財政課 企画調整室
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号